

議案第63号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	933号線	幸手市中5丁目4744-10地先から	
		幸手市中5丁目4744-15地先まで	
2	934号線	幸手市大字下川崎441-3地先から	
		幸手市大字下川崎441-5地先まで	
3	935号線	幸手市大字上高野1439-6地先から	
		幸手市大字上高野1441-3地先まで	
4	4115号線	幸手市大字木立172地先から	
		幸手市大字木立163地先まで	

令和3年9月1日提出

幸手市長 木村 純 夫

提 案 理 由

開発行為により築造され市に帰属された道路及び既存の路線を分割し新たに路線名を付する道路を市道路線として認定するため、この案を提出するものである。